

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則をここに公布する。

○高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

(昭和 46 年 11 月 19 日規則第 55 号)

改正 昭和 55 年 3 月 22 日規則第 6 号 昭和 57 年 10 月 1 日規則第 43 号
昭和 58 年 2 月 1 日規則第 4 号 昭和 61 年 3 月 28 日規則第 17 号
平成 2 年 7 月 13 日規則第 26 号 平成 5 年 3 月 23 日規則第 8 号
平成 7 年 12 月 26 日規則第 124 号 平成 11 年 3 月 30 日規則第 28 号
平成 11 年 4 月 1 日規則第 49 号 平成 17 年 6 月 3 日規則第 88 号
平成 20 年 3 月 25 日規則第 25 号 平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号
平成 21 年 12 月 28 日規則第 106 号平成 22 年 7 月 23 日規則第 59 号
平成 24 年 3 月 16 日規則第 10 号

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 46 年高知県条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

[[条例](#)]

(障害状況)

第 2 条 条例第 3 条第 3 項ただし書に規定する障害状態は、別表第 1 に掲げる状態(加入者が制度加入前に既に有していた障害又は加入前の原因により生じた障害によるものに限る。)にある加入者が既に障害の生じていた身体の同一部位(両眼、両上肢、両下肢、1 上肢と 1 下肢、10 手指又は両耳については、それぞれ同一部位とみなす。以下同じ。)に新たな障害が加重した結果、重度障害状態になったときの状態とする。

[[条例第 3 条第 3 項](#)] [[別表第 1](#)]

2 条例第 8 条第 3 項ただし書及び条例第 17 条第 1 項ただし書に規定する重度障害は、別表第 1 に掲げる障害状態(口数追加加入者が口数追加前に既に有していた障害によるものに限る。)にある特約付き加入者又は口数追加付き加入者が既に障害の生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重した結果生じた重度障害とする。

[[条例第 8 条第 3 項](#)] [[条例第 17 条第 1 項](#)] [[別表第 1](#)]

一部改正〔昭和 55 年規則 6 号・57 年 43 号・平成 7 年 124 号〕

第 3 条 削除

削除〔昭和 55 年規則 6 号〕

(加入等の申込み等)

第4条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、別記第1号様式による加入等申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

[条例第5条第1項] [別記第1号様式]

- (1) 加入の申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- (2) 条例第2条の独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が定める様式による申込者(被保険者)告知書

[条例第2条]

全部改正〔平成21年規則106号〕

- (3) 心身障害者の障害証明書(別記第3号様式)

[別記第3号様式]

- (4) 年金管理者を指定する場合には、年金管理者指定届書(別記第4号様式)

[別記第4号様式]

一部改正〔平成21年規則106号〕

2 条例第5条の3第1項に規定する口数追加の申込みは、別記第1号様式による加入等申込書に機構が定める様式による申込者(被保険者)告知書を添えて知事に提出しなければならない。

[条例第5条の3第1項] [別記第1号様式]

一部改正〔平成21年規則106号〕

3 知事は、第1項の加入の申込み又は前項の口数追加の申込みをした者について加入又は口数追加(以下「加入等」という。)を承認したときは別記第5号様式による高知県心身障害者扶養共済制度加入証書又は別記第5号様式の2による高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を、加入等を承認しないときは別記第6号様式による加入等不承認通知書を交付するものとする。

[第1項] [前項] [別記第5号様式] [別記第5号様式の2] [別記第6号様式]

一部改正〔昭和55年規則6号・平成7年124号・21年106号〕

(掛金の納付期限)

第5条 条例第6条第1項及び第2項に規定する掛金は、当該月分をその月の末日までに県に納付しなければならない。

[条例第6条第1項] [第2項]

一部改正〔昭和55年規則6号・61年17号・平成7年124号〕

(掛金の減額)

第6条 条例第7条の規定に基づき知事が減額する額は、別表第2のとおりとする。

[条例第7条] [別表第2]

2 条例第7条の規定に基づき掛金の減額を受けようとする加入者は、別記第7号様式による掛金減額申請書を知事に提出しなければならない。

[[条例第7条](#)] [[別記第7号様式](#)]

- 3 知事は、掛金の減額を承認したときは別記第8号様式による掛金減額承認通知書を、掛金の減額を承認しなかったときは別記第8号様式の2による掛金減額不承認通知書を当該加入者に交付するものとする。

[[別記第8号様式](#)] [[別記第8号様式の2](#)]

一部改正〔平成21年規則106号〕

- 4 掛金の減額を受けている加入者は、減額の事由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に申し出なければならない。

一部改正〔昭和55年規則6号・平成7年124号・21年106号〕

(年金の支給の請求等)

- 第7条 条例第8条第1項の規定による年金の支給を請求しようとする者は、別記第9号様式による年金支給請求書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

[[条例第8条第1項](#)] [[別記第9号様式](#)]

- (1) 加入者の死亡により請求する場合

- ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、加入者の死亡が当該加入者の加入した日(口数追加加入者である場合は、口数追加の日)から2年以内のものであるときは、死亡証明書・死体検案書(別記第10号様式)

[[別記第10号様式](#)]

- イ 加入者の削除された住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍(除籍)の抄本)
- ウ 心身障害者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- エ 年金管理者が指定されているときは、年金管理者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- オ アからエまでに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類
- [[ア](#)] [[イ](#)] [[ウ](#)] [[エ](#)]

一部改正〔平成21年規則106号〕

一部改正〔平成21年規則106号〕

- (2) 加入者の重度障害により請求する場合

- ア 機構が定める様式による重度障害診断書

全部改正〔平成21年規則106号〕

- イ 加入者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- ウ 前号ウからオまでに掲げる書類

[\[前号ウ\]](#) [\[エ\]](#) [\[オ\]](#)

一部改正〔平成 21 年規則 106 号〕

一部改正〔平成 21 年規則 106 号〕

- 2 知事は、前項の請求があった場合において、年金の支給を決定したときは別記第 12 号様式による年金支給決定通知書及び別記第 13 号様式による高知県心身障害者扶養共済制度年金証書を、年金を支給しないこと（口数追加に係るもののみを支給しないことを含む。）を決定したときは別記第 14 号様式による年金不支給決定通知書を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

[\[前項\]](#) [\[別記第 12 号様式\]](#) [\[別記第 13 号様式\]](#) [\[別記第 14 号様式\]](#)

一部改正〔平成 21 年規則 106 号〕

- 3 前項の年金支給決定通知書及び高知県心身障害者扶養共済制度年金証書に記載する年金受給権者は、第 4 条第 1 項第 1 号の加入の申込者が扶養する心身障害者とする。

[\[前項\]](#) [\[第 4 条第 1 項第 1 号\]](#)

追加〔平成 22 年規則 59 号〕

一部改正〔昭和 55 年規則 6 号・57 年 43 号・平成 2 年 26 号・7 年 124 号・21 年 106 号・22 年 59 号〕

(加入証書等の再交付)

- 第 8 条 第 4 条第 3 項の高知県心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は前条第 2 項の高知県心身障害者扶養共済制度年金証書を亡失し、又は損傷したときは、加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、別記第 15 号様式による加入等証書再交付申請書を知事に提出して再交付を受けなければならない。

[\[第 4 条第 3 項\]](#) [\[前条第 2 項\]](#) [\[別記第 15 号様式\]](#)

一部改正〔昭和 55 年規則 6 号・平成 7 年 124 号・22 年 59 号〕

(年金の支給停止等)

- 第 9 条 知事は、条例第 10 条の規定に基づき年金の支給を停止するときは、別記第 16 号様式による年金支給停止決定通知書を当該年金受給権者又は当該年金管理者に交付するものとする。

[\[条例第 10 条\]](#) [\[別記第 16 号様式\]](#)

- 2 知事は、年金支給停止の事由が消滅したときは、別記第 17 号様式による年金支給停止解除決定通知書を当該年金受給権者又は当該年金管理者に交付するものとする。

[\[別記第 17 号様式\]](#)

(弔慰金の支給の請求等)

第10条 条例第14条第1項の規定による弔慰金の支給を請求しようとする者は、別記第18号様式による弔慰金支給請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

[条例第14条第1項] [別記第18号様式]

- (1) 加入者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
 - (2) 心身障害者の削除された住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍(除籍)の抄本)
- 2 知事は、前項の請求があった場合において、弔慰金の支給を決定したときは別記第19号様式による弔慰金支給決定通知書を、弔慰金を支給しないこと(口数追加に係るもののみを支給しないことを含む。)を決定したときは別記第20号様式による弔慰金不支給決定通知書を当該請求をした者に交付するものとする。

[前項] [別記第19号様式] [別記第20号様式]

一部改正〔平成21年規則106号〕

一部改正〔昭和55年規則6号・平成7年124号・21年106号〕

(脱退一時金の支給の請求等)

第10条の2 条例第14条の2第1項の規定による脱退一時金の支給を請求しようとする者は、別記第20号様式の2による脱退一時金支給請求書に加入者及び心身障害者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)を添えて知事に提出しなければならない。

[条例第14条の2第1項] [別記第20号様式の2]

- 2 知事は、前項の請求があった場合において、脱退一時金の支給を決定したときは別記第20号様式の3による脱退一時金支給決定通知書を、脱退一時金を支給しないこと(脱退の場合において、口数追加に係るもののみを支給しないことを含む。)を決定したときは別記第20号様式の4による脱退一時金不支給決定通知書を当該請求をした者に交付するものとする。

[前項] [別記第20号様式の3] [別記第20号様式の4]

一部改正〔平成21年規則106号〕

- 3 条例第14条の2第1項第3号の規則で定めるものは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属していることを事由として掛金を減額されているものとする。

[条例第14条の2第1項第3号] [生活保護法]

追加〔平成7年規則124号〕、一部改正〔平成21年規則106号〕

(脱退等)

第11条 条例第17条第1項第4号に規定する脱退の申出又は同条第2項第1号に規定する口数の減少の申出をしようとする者は、別記第21号様式による脱退・口数減少届書に第4条第3項の高知県心身障害者扶養共済制度加入証書又は高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて知事に提出しなければならない。

[条例第17条第1項第4号] [同条第2項第1号] [別記第21号様式] [第4条第3項]

一部改正〔昭和55年規則6号・平成7年124号・22年59号〕
(滞納期間)

第12条 条例第17条第1項第5号及び同条第2項第2号の規則の定める期日は、第5条に規定する期日から3月を経過した日とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

[条例第17条第1項第5号] [同条第2項第2号] [第5条]

一部改正〔昭和55年規則6号・平成22年59号〕
(届出等の義務)

第13条 条例第18条第1項から第4項までに規定する届出又は報告は、次の各号に掲げる届出又は報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第5号に掲げる報告は、毎年4月1日における現況を記載し、その年の5月末日までに知事に提出しなければならない。

[条例第18条第1項] [第2項] [第3項] [第4項] [第5号]

(1) 条例第18条第1項第1号、第2項第2号又は第3項第1号の届出 氏名・住所変更届書(別記第22号様式)

[条例第18条第1項第1号] [第2項第2号] [第3項第1号] [別記第22号様式]

(2) 条例第18条第1項第2号、第2項第1号又は第3項第2号の届出 死亡・重度障害届書(別記第23号様式)及び年金受給権者の死亡の場合は、当該年金受給権者に係る削除された住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍(除籍)の抄本)

[条例第18条第1項第2号] [第2項第1号] [第3項第2号] [別記第23号様式]

一部改正〔平成24年規則10号〕

(3) 条例第18条第1項第3号の届出 年金管理者指定届書(別記第4号様式)又は年金管理者変更届書(別記第24号様式)

[条例第18条第1項第3号] [別記第4号様式] [別記第24号様式]

(4) 条例第 18 条第 3 項第 3 号の届出 年金支給停止事由発生・消滅届書(別記第 25 号様式)

[条例第 18 条第 3 項第 3 号] [別記第 25 号様式]

(5) 条例第 18 条第 4 項の報告 年金受給権者現況報告書(別記第 26 号様式)及び当該年金受給権者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)

[条例第 18 条第 4 項] [別記第 26 号様式]

2 前項第 2 号に掲げる届出で年金受給権者の死亡の場合については、当該年金受給権者が県の区域内に住所を有する者で、その氏名が住民票に記載されている氏名と同一の場合は、当該年金受給権者に係る削除された住民票の写しの添付を省略することができる。

[前項第 2 号]

追加〔平成 24 年規則 10 号〕

3 第 1 項第 5 号に掲げる報告については、当該年金受給権者が県の区域内に住所を有する者で、その氏名が住民票に記載されている氏名と同一の場合は、当該年金受給権者の住民票の写しの添付を省略することができる。

[第 1 項第 5 号]

追加〔平成 24 年規則 10 号〕

一部改正〔昭和 57 年規則 43 号・平成 7 年 124 号・24 年 10 号〕

(加入者台帳等)

第 14 条 知事は、加入者及び年金の支給に関する事項を記録し、整理するため加入者台帳及び年金受給者台帳を作成し、保管するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 46 年 12 月 1 日から施行する。ただし、付則第 2 項の規定中加入の申込みに係る部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例付則第 3 項に規定する加入の申込みについては、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定を適用しない。

附 則(昭和 55 年 3 月 22 日規則第 6 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 2 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日規則第 17 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 7 月 13 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 23 日規則第 8 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 26 日規則第 124 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成 7 年高知県条例第 53 号。以下この項において「改正条例」という。)附則第 2 項の規定の適用を受ける者については、この規則による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下「新規則」という。)第 6 条第 1 項の規定は、次に定めるところにより読み替えて適用するものとする。

(1) 改正条例附則第 2 項第 1 号に掲げる者については、新規則第 6 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(平成 7 年高知県規則第 124 号)附則別表第 1」と読み替える。

(2) 改正条例附則第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者については、新規則第 6 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(平成 7 年高知県規則第 124 号)附則別表第 2」と読み替える。

(3) 改正条例附則第 2 項第 4 号に掲げる者については、新規則第 6 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(平成 7 年高知県規則第 124 号)附則別表第 3」と読み替える。

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定により提出されている書類は、新規則の規定により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている書類は、新規則の規定により交付されたものとみなす。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

加入 時の 年齢 区分	加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった	加入者が前年度分の市町村 民税の均等割のみが課 せられていた世帯に属し ているとき。	加入者が被災その他 特別な事由のため掛 金の一部又は全部を 納付することができ
----------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------------	--------------------------------------------------

	世帯に属しているとき。						ない相当の事由があるとき。
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以降	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以降	
35歳未満の者	525円	700円	875円	175円	230円	290円	知事が適当と認める額
35歳以上40歳未満の者	700円	925円	1,125円	230円	305円	375円	
40歳以上45歳未満の者	950円	1,225円	1,500円	315円	405円	500円	
45歳以上50歳未満の者	920円	1,200円	1,480円	285円	375円	460円	
50歳以上	1,140円	1,460円	1,780円	355円	455円	555円	

上 55 歳未 満の 者							
55 歳以 上 60 歳未 満の 者	1,440 円	1,800 円	2,160 円	450 円	560 円	675 円	
60 歳以 上 65 歳未 満の 者	1,800 円	2,240 円	2,660 円	560 円	700 円	830 円	

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

附則別表第 2(附則第 2 項関係)

特約条 項又は 口数追 加条項 の付加 時の年 齢区分	加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。			加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。			加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。
	平成 8 年 1 月 1 日 から平 成 9 年 3 月 31 日 まで	平成 9 年 4 月 1 日 から平 成 10 年 3 月 31 日 まで	平成 10 年 4 月 1 日以 降	平成 8 年 1 月 1 日から 平成 9 年 3 月 3 1 日まで	平成 9 年 4 月 1 日 から平 成 10 年 3 月 31 日まで	平成 10 年 4 月 1 日以 降	

35歳未満の者	525円	700円	875円	175円	230円	290円	知事が適当と認める額
35歳以上 40歳未満の者	700円	925円	1,125円	230円	305円	375円	
40歳以上 45歳未満の者	950円	1,225円	1,500円	315円	405円	500円	
45歳以上 50歳未満の者	1,150円	1,500円	1,850円	380円	500円	615円	
50歳以上 55歳未満の者	1,425円	1,825円	2,225円	475円	605円	740円	
55歳以上 60歳未満の者	1,800円	2,250円	2,700円	600円	750円	900円	
60歳以上 65歳未満の者	2,250円	2,800円	3,325円	750円	930円	1,105円	

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

附則別表第3(附則第2項関係)

昭和61年4月1日における年齢区	加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属していると	加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。	加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当
------------------	--------------------------------------------------------	-----------------------------------------	------------------------------------------

分	き。						の事由があるとき。
	平成8年 1月1日 から平成 9年3月 31日まで	平成9年 4月1日 から平成 10年3月 31日まで	平成 10年 4月1 日以 降	平成8年 1月1日 から平 成9年3 月31日 まで	平成9年 4月1日 から平 成10年3 月31日 まで	平成 10年 4月1 日以 降	
35歳未 満の者	525円	700円	875 円	175円	230円	290 円	知事が適当と認め る額
35歳以 上 40歳未 満の者	700円	925円	1,12 5円	230円	305円	375 円	
40歳以 上 45歳未 満の者	950円	1,225円	1,50 0円	315円	405円	500 円	
45歳以 上の者	1,150円	1,500円	1,85 0円	380円	500円	615 円	

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

附 則(平成11年3月30日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の精神薄弱者福祉法施行細則別記様式、第6条の規定による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記様式及び第7条の規定による改正前の高知県立大津寮の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法施行細則、第6条の規定による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則及び第7条の規定による改正後の高知県立大津寮の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成11年4月1日規則第49号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成 17 年 6 月 3 日規則第 88 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記第 7 号様式は、この規則による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日規則第 25 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成 20 年高知県条例第 15 号。以下この項において「改正条例」という。)附則第 2 項の規定の適用を受ける者については、この規則による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下「新規則」という。)第 6 条 1 項の規定は、次に定めるところにより読み替えて適用するものとする。

(1) 改正条例附則第 2 項第 1 号に掲げる者については、新規則第 6 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(平成 20 年高知県規則第 15 号)附則別表第 1」と読み替える。

(2) 改正条例附則第 2 項第 2 号に掲げる者については、新規則第 6 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(平成 20 年高知県規則第 15 号)附則別表第 2」と読み替える。

(3) 改正条例附則第 2 項第 3 号に掲げる者については、新規則第 6 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(平成 20 年高知県規則第 15 号)附則別表第 3」と読み替える。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

加入時の年齢区分	加入者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。	加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。	加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。
35 歳未満	1,400 円	465 円	知事が適当と認める額

の者			
35歳 以上4 0歳未 満の 者	1,725円	575円	
40歳 以上4 5歳未 満の 者	2,175円	725円	
45歳 以上5 0歳未 満の 者	2,120円	660円	
50歳 以上5 5歳未 満の 者	2,320円	725円	
55歳 以上6 0歳未 満の 者	2,560円	800円	
60歳 以上6 5歳未 満の 者	2,900円	905円	

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

附則別表第2(附則第2項関係)

口数 追加 時の 年齢 区分	加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。	加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。	加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。
35歳未満の者	1,400円	465円	知事が適当と認める額
35歳以上40歳未満の者	1,725円	575円	
40歳以上45歳未満の者	2,175円	725円	
45歳以上50歳未満の者	2,650円	880円	
50歳以上55歳未満の者	2,900円	965円	
55歳以上60歳未満の者	3,200円	1,065円	
60歳	3,625円	1,205円	

以上 6 5 歳未 満の 者			
-------------------------	--	--	--

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

附則別表第 3(附則第 2 項関係)

昭和 61 年 4 月 1 日にお ける年 齢区分	加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。	加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。	加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。
35 歳未 満の者	1,400 円	465 円	知事が適当と認める額
35 歳以 上 40 歳 未満の 者	1,725 円	575 円	
40 歳以 上 45 歳 未満の 者	2,175 円	725 円	
45 歳以 上の者	2,650 円	880 円	

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 略

(高知県公文書開示審査規則の一部改正)

3 略

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

- 4 略
(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)
- 5 略
(高知県個人情報保護審査会規則の一部改正)
- 6 略
(高知県県民室設置運営規則の一部改正)
- 7 略
(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)
- 8 略
(高知県職員被服貸与規則の一部改正)
- 9 略
(高知県予算規則の一部改正)
- 10 略
(高知県住民基本台帳法施行規則の一部改正)
- 11 略
(高知県庁内防火管理規則の一部改正)
- 12 略
(高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)
- 13 略
(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)
- 14 略
(高知県災害救助基金規則の一部改正)
- 15 略
(高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 16 略
(高知県社会福祉審議会規則の一部改正)
- 17 略
(高知県介護保険審査会規則の一部改正)
- 18 略
(高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)
- 19 高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和46年高知県規則第55号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(高知県青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)
- 20 略
(高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部改正)

- 21 略
(高知県文化賞授与規則の一部改正)
- 22 略
(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 23 略
(高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 24 略
(私立学校法等施行細則の一部改正)
- 25 略
(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 26 略
(高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正)
- 27 略
(高知県公害審査会規則の一部改正)
- 28 略
(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)
- 29 略
(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)
- 30 略
(桐見ダム操作規則の一部改正)
- 31 略
(高知県契約規則の一部改正)
- 32 略
- 附 則(平成 21 年 12 月 28 日規則第 106 号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成 22 年 7 月 23 日規則第 59 号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成 24 年 3 月 16 日規則第 10 号)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

障害状態

1	1 眼の視力を全く永久に失ったもの
2	1 上肢の手関節以上で失ったもの
3	1 下肢を足関節以上で失ったもの
4	1 上肢の用を全く永久に失ったもの

5 1 下肢の用を全く永久に失ったもの
6 1 手の母指及び示指を含んで4手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失ったもの、又は1手の母指若しくは示指を含んで3手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失い、かつ、他の1手の母指もしくは示指を含んで2手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
7 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの

一部改正〔昭和55年規則6号〕

別表第2(第6条関係)

1 加入に係る掛金の減額の事由及び減ずる額

加入時の年齢区分	加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。	加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。	加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。
35歳未満の者	2,325円	775円	知事が適当であると認める額
35歳以上40歳未満の者	2,850円	950円	
40歳以上45歳未満の者	3,575円	1,190円	
45歳以上50歳未満の者	3,460円	1,075円	
50歳	3,760円	1,175円	

以上55歳未満の者			
55歳以上60歳未満の者	4,140円	1,290円	
60歳以上65歳未満の者	4,660円	1,455円	

一部改正〔平成20年規則25号・24年10号〕

2 口数追加に係る掛金の減額の事由及び減ずる額

口数追加時の年齢区分	加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。	加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。	加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。
35歳未満の者	2,325円	775円	知事が適当であると認める額
35歳以上40歳未満の者	2,850円	950円	
40歳以上45歳未満の者	3,575円	1,190円	

45歳 以上5 0歳未 満の 者	4,325円	1,440円	
50歳 以上5 5歳未 満の 者	4,700円	1,565円	
55歳 以上6 0歳未 満の 者	5,175円	1,725円	
60歳 以上6 5歳未 満の 者	5,825円	1,940円	

一部改正〔平成20年規則25号・24年10号〕

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

全部改正〔平成7年規則124号〕、一部改正〔平成20年規則25号・24年10号〕

[\[生活保護法\]](#)